

近代的「会議」の構造と近代日本

——「会議学」序説として

木村直恵

- 一、「会議学・会議研究」のために
- 二、歴史的实践としての近代的「会議」
- 三、近代的「会議」の法的・概念的階層構成

一、「会議学・会議研究」のために

本稿は、私たちの誰もが子供の頃からごく身近なものとして経験しており、いわゆる「社会生活」なるものを送るなかでも付き合わざるをえない会議という実践について考察するための、ひとつの歴史的な予備作業を試みるものである。会議は経験として身近であるだけでなく、これについて学ぼうとする際にもけっして情報へのアクセスに苦しむことはないだろう。世の中には会議をめぐって多くの書籍や情報が存在しており、とくにビジネス分野に関連してそのスキルを向上させ、さまざまな工夫を教えるものはそのなかでも目立つものである。しかしながら、会議を総体として学術的に扱う領域は、おそらく存在していない。それだけでなく断片的であっても、会議が学術的検討の対象になることはとても少ないのではないかと感じる。これまでに「会議学」を試みる仕事はときどき行われてきたが、それらはいつも孤立した試みであった¹。

一方で、会議が近接している領域はきわめて重要である。『会議学入門』（一九六八年）を著した海保勇三²の「民主的決定の手続きとしては、多くは会議の形をとっている」という言葉を引くまでもなく、

会議はデモクラシーと密接な関係をもつと考えられてきた。戦前の帝国議会時代以来、貴族院から参議院に至るまで議会運営に携わってきた海保の他に、一九三〇年から八年にわたり帝国議会衆議院書記官長を務めたのち貴族院議員に転じた田口弼一の戦後の著書にも『会議原則の研究』（一九五二年）がある。その序は「民主主義の普及に伴い、公私会議の開催せらるるもの愈々多きを加えたが、会議に関する学問的研究の至って尠いのは遺憾である」と書き出されており、これら戦前からの議人たちの言葉は、会議とデモクラシーと議会政治との深い関わりに対する理解を感じさせる。そしてデモクラシーも、議会政治も、学術の世界においては多くの研究が蓄積されてきたにもかかわらず、会議そのものは田口弼一が指摘した時から今に至るまで、じゅうぶんな学問的研究が積み重ねられてきたように見えない。

ところで日本史研究の分野では、近年、デモクラシーと議会政治の歴史的起源として幕末期の公議政治に触れることが主流化している。すなわち「尊王攘夷」「富国強兵」といったかつての幕末維新史の重要論点に対して、とくに一九九〇年代以後「公議輿論」がトレンドとなったとされる³。このなかで、政治参加要求としての「公議・公論」や「議論による政治」が、幕末、さらには幕藩体制に遡って、立憲主義やリベラル・デモクラシーの起源として位置付けられるようになった⁴。のみならず、「公議」による政治がスムーズに受け入れられた理由として、日本では「神話の世界でも、重要な問題は天照大神の専

断ではなく、神々が河原で会議をして対応を決めて」きたとして、古
代から専制政治ではなく合議政治が主流であったとの見方が示される
こともある⁵⁾。

実のところ専制政治ではなく合議政治こそが古代以来の日本の政治
的伝統であったとする説自体は目新しいものではない。一例を引くと、
戦前において大日本報徳社副社長から中央教化団体連合会参与となっ
た佐々井信太郎は『常会の組織とその運営』(一九三九年)において、
常会のような会合の起源は「神代」の「神集」にあるとしつつ、さら
に「之は寧ろ国会みたいなものでありまして、国全体の会合即ち国会
が英国にはじまったなどと云うのは、我国の人の心得違いでありまし
て、国会というのは我国には、ずっと大昔から、神の世からあったの
であります」と述べている。これは近代日本において、いや現在に
おいても、会議実践の正統性を訴える際の便利な常套表現でありつづ
けている。

しかし一方で、神代・古代起源説には同調しない立場にも短いとは
言えない歴史がある。戦前においてときにその憲政史の業績を神代起
源論者に換骨奪胎されることもあった尾佐竹猛は、憲政発達史を五箇
条の御誓文と大日本帝国憲法起草のあいだに閉じ込めてしまうのでな
く、さらに遡って「国民の憲政思想」の発達史を跡づけようとする研
究の最初に、「さればとて某名著の如く群神天安河原に会するのが議
会政治の始と説くのも、あまりに吾人には耳遠い感がある」⁷⁾と釘を
刺すのを忘れなかった。また、昭和の戦時下において帝国議会在が政
治的な強韌性を失わなかったことを跡付けた古川隆久『戦時議会』では、
「前近代まで視野に入れた比較史的視点からみれば、そもそも西欧の
議会制度は、軍隊や官僚制の場合とくらべて、もともと日本の政治的
伝統からかけ離れたものであった可能性が高い。国民から選挙で選ば

れた人々が公開の席で国政を議論した上で多数決により結論を出し、
場合によってはみずから政権を担当し、政権担当者を公然と批判して
も原則として罰せられないという政治のあり方は前近代の日本には存
在しなかった⁸⁾。と述べられている。日本における立憲政治・議政治
と会議の起源をどこに見出すかについての議論は、割れているので
ある。

興味深いことに、敗戦直後の日本において会議は一時期、切実でホッ
トなテーマとなった。GHQの占領政策のなかで、民間情報教育部(CIE)
にとって重要な課題となったことの一つに各種団体の民主化がある。
戦時期までの諸団体の非民主的な体質が日本の軍国化の支持基盤と
見られていたのである。終戦からちょうど一年後の一九四六年八月に
は、CIEがとくに婦人、青年、労働関連の諸団体を対象として作成し
たパンフレット『団体の民主化とは』が翻訳刊行された。このテー

B-2728

<p>聯合軍總司令部 民間情報教育部編纂</p>	<p>團體の民主化とは</p>	<p>社會教育聯合會</p>
------------------------------	-----------------	----------------

CIE REFERENCE LIBRARY

マにとりわけ積極的だったのが○田の女性民間人将校エセル・ウィードであり、またアシスタントとして翻訳を行ったのも富田（高橋）展子¹⁰という女性であったことから、一九四七―四八年にかけて、とくに婦人団体に対して『団体の民主化とは』をテキストとして民主化のための活発な啓蒙と働きかけが行われた¹¹。この団体民主化運動においてとくに中心化されていたのは会議のやり方の指導だった。民主主義の実現とは、団体の民主化によってこそ達成されるのであり、団体の民主化とは団体を民主的な会議によって民主的に運営することにほかならなかったからである。

こうしてこの時期、婦人団体に限らず、労働組合や教育委員会による会議の啓蒙パンフレットが続々と刊行された¹²。「会議の法則と民主主義の法則」であり、会議は民主主義が生んだ子息です。／したがって会議の規則を知ることが民主主義の扉を開く鍵をもつことであり、組合会議は民主主義の学校です¹³。こうした言葉が合言葉のように繰り返された。きわめて似かよった内容をもつこれらのパンフレットを見ると、不思議な気持ちにならざるを得ない。これらはまるで会議というものを、それまでに一度も経験したことがない人のために書かれたかのような内容になっているからである。

会議が正しくもたれるかどうかは、組合運動の生命である。

ただ集まってめいめい勝手なことをいいあつても会議にはならない。(中略)

ベース・ボールや相撲や将棋などにも規則があるように、会議にも規則がある。(中略)

正しい会議のちか方のすすめ方は、民主主義がまちがいなく前進するためのレールのようなものだ。会議の規則が守られないとき

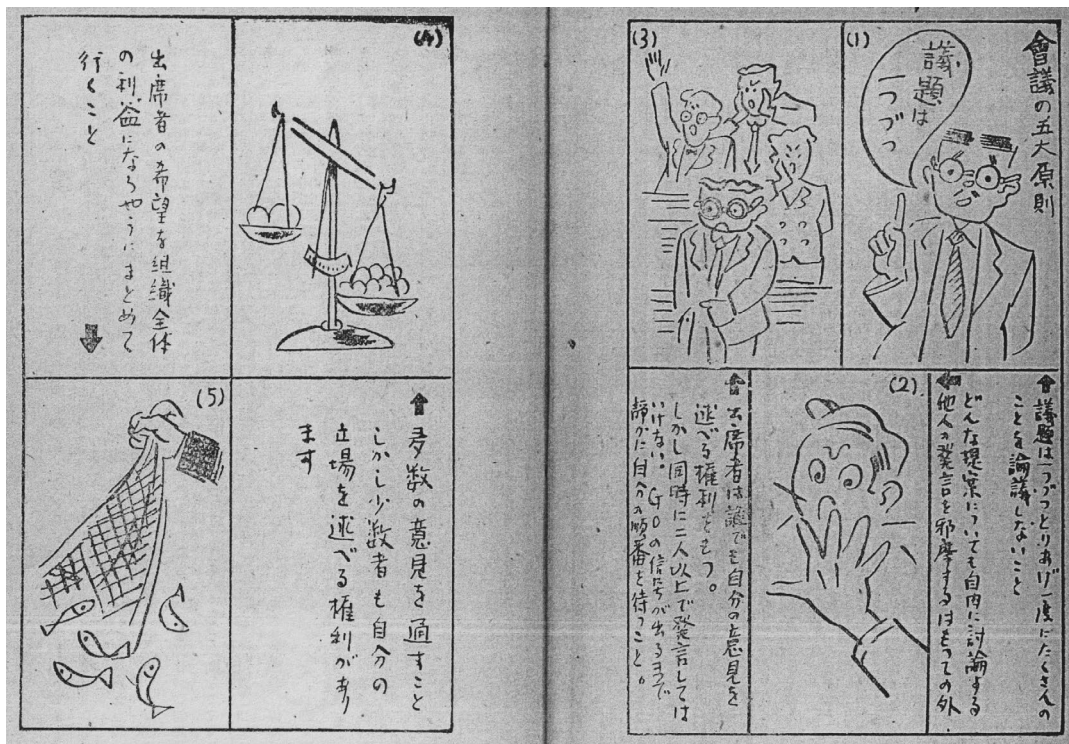
は、民主主義はたちまち脱線してしまふであろう。¹⁴

これらの会議啓蒙パンフレットは、会議の「規則」について、しばしば愛嬌のあるわかりやすいイラストや漫画も添えて、ごくごく初歩から会議のルールを解説する。あたかも初めて聞く言葉を扱うかのよう「多数決」というものを紹介し、「議長」とは何かを説明するのである。○田の活動も、それに付随するこれらのパンフレットも、明らかに日本人が会議というものを知らない・理解していないことを前提としていた。

日本人には会議についての理解が欠けているのではないか、という危惧はじつはそれ以前にも繰り返されていた。敗戦から十年遡る一九三五年の第六十七回帝国議会貴族院予算委員会において、渡邊千冬の長い発言があった。それはもともと第六十五回議会で発言するために用意されながら断念され、そこからちょうど一年間、再度の発言機会



全通信従業員組合宣伝部
『會議の運び方』1946



『会議の運び方』1946



富田展子『新しい会議の進め方』1950



日本教職員組合教育部編
『会議のもち方』1947

を待ってきたものであった¹⁵。渡邊は「憲法政治完成の為の教育」としてぜひとも「会議精神の普及」が必要だとして、次のように述べる。「会議に対する思想に於ては、日本人は未だ十分認識、諒解を持って居らないと言われても已むを得ないのでありまして、(中略) 少くとも今日の状態は、会議の目的を達する上に於て遺憾の点が少くないのであります」¹⁶。日本人は会議をよく理解していない。この前提に立ちつつ、渡邊は次のように主張する。

私が立憲政治完成のための教育と申しますのは、此会議と云うものの教育でありまして、会議の意義、組織、目的、理想、作法、礼儀、根本を為す所の諸規則、又会議の真の精神等に関する教育を徹底的に青少年児童に施しましたならば、社会百般の機関は今日より一層有効に且つ円滑に活動し、帝国議會の状態の如きも、全く今日と面目を新たにし、延いては立憲政治に対する国民の信頼を鞏固にし、政党政治家も今日より一層自重自尊の念を高めて来るであろうと云うことを確信するのであります。¹⁷

皮肉なことに、国民的な会議教育による会議精神の刷新を通じて憲政の完成を求め、ひいては帝国議會のあり方自体に対する反省を求め、この発言から一ヶ月も経たないうちに、同じ貴族院の本会議において菊池武夫による天皇機関説攻撃の演説が行われることになった。

ところで渡邊のこうした発言は、議會外の動きと連動していた。渡邊が第六十五議會で発言を断念して四ヶ月後の一九三四年六月、勝泉外吉なる人物が『あらゆる会合に必要な会議の仕方(会議の原則)』(香風閣)という文庫本サイズの小さな書物を刊行した。渡邊はその書籍に序文を書いているが、その趣旨は第六七議會での発言内容とかなり

重なり合うものであり、おそらく第六十五議會で発言する予定だった内容をまとめたものだろう。勝泉の小著は好評を博したようで、翌年には版を重ねるにあたり増補が行われたが、その際には第六七議會での渡邊発言が巻末に丸ごと転載された¹⁸。コンパクトながら行き届いた会議マニュアル本の刊行と、議會での渡邊発言とは連動していた。この会議マニュアルの著者の勝泉外吉は石川県出身だが、一九〇七年に十八歳で単身渡米し、カンザス州の高校を卒業後、ミシガン大学・大学院を卒業し、足掛け十七年にわたる滞米生活を送った経験をもっていた¹⁹。その経験に由来する語学力とアメリカにおける会議経験を買われて、一九二二年のワシントン軍縮會議において日本全権を

日英對照會議用語

Absolute Majority	絶對多數
Abstention from Voting	投票棄權
Accept, Agree, to	承諾又ハ同意
Adjourn, to	休會、閉會、移ル(一會場ヨリ他ノ場所ナドヘ)
Adjourned meeting	延長會議或ハ繼承會議
Adjournment	休會閉會又ハ延會

勝泉外吉『あらゆる会合に必要な会議の仕方』

補佐したことが機縁となり渡邊千冬とつながったのである。国際會議経験者たちのあいだで頼りにされた會議エキスパートのひとりだったようである²⁰。本書の執筆にあたり、勝泉は英米圏で出版された二冊の会議マニュアルを参考にしたことが凡例に記されている。ひとつはアメリカの『ロバート議事規則 Robert's Rules of Order』であり、もうひとつはイギリスのレジナルド・パルグレイヴ卿による『議長ハンドブック Chairman's Handbook』である。どちらも十九世紀後半

に出版された英米圏で定評のある会議マニユアルである。勝泉の著書のもうひとつの特色は、巻末に会議用語の日英対訳表が付けられている点だろう。勝泉が英米圏の会議マニユアル本を骨格として本書をまとめるにあたり「我国において用いられつつある、会議用語が、非常に制限せられて居るので、急に意識して本書に於て、始めて使用した用語も尠くない」と記している。勝泉は緒言においても「我国は(中略)立憲国にてあり乍ら、独り議事法に関する著述に付ては、未だ世に著れないと云うことは、如何にも不思議な現象である」と述べているが、会議のやり方に対する無関心は会議用語の貧困をもたらしていたのだった。この勝泉が敗戦後、先のCIEによる団体・会議民主化活動の時期に、CIEの経済顧問となり、コアトナー「民主主義的会議の在り方」(平和書房、一九四七年)の翻訳者として登場することを言い添えておこう。

勝泉が参照した会議マニユアル、ことに『ロバート議事規則』は、占領期のCIEによる会議民主化においてもよく参照されたテキストだった。たとえば、一九四六年に刊行されたある冊子は次のように言う。「籠球や野球や、碁、将棋或いは路上交通に規則があるように、民主主義にも規則があります。(中略)それはむずかしいものではないが、極めて重要です。本書はその最も重要な規則を、誰にでもわかるように説明しようとするものです。日本にはまだこのような本はあまり出ていないようですが、ロバートという人が著した「秩序の法則」と云うのがあります²³。この書物はもともと一八七六年に、アメリカ陸軍の技術系士官であったヘンリー・マーティン・ロバート(一八三七—一九二三)によって、議会だけでなくさまざまな目的のために結成された「熟議会議 deliberative assembly」全般に適用可能な一般議事規則としてまとめられたものである²⁴。ちょうど渡邊や勝泉も

青少年児童の会議学習と帝国議会までを接続して捉えていたように、アメリカの一般議事法の前提にあるのは、議会制度から市民による「熟議会議」に至るまでのあらゆる会議体をひとつらなりの自治単位として構想する視点であろう。

一九三〇年代に、そして敗戦後に、会議こそが立憲政治と民主主義の骨格であるという新鮮な考え方を導入するために翻訳紹介された『ロバート議事規則』であったが、しかしそれは最初の紹介というわけではなかった。じつは『ロバート議事規則』は、アメリカで初版が刊行されたわずか三年後の明治十二(一八七九)年には日本語訳が行われ刊行されていた。米国ロベルト氏原著・日本永峯秀樹訳述『官民議場必携』と題して、元老院議員だった細川潤次郎による序文とともに刊行されたものである²⁵。タイトルの冠せられた「官民」の語が、本書が公的議事機関だけでなく、民間のアソシエーションにも適

米國 ロベルト氏原著
日本 永峯秀樹譯述

官民議場必携

明治十二年九月四日版權免許

用可能なものであることを示している。あわせて、勝泉が参考にしたパルグレイヴによるもう一冊も、明治十七（一八八四）年に『議場必携』として小幡篤次郎により訳出刊行されている。国会開設に向けての準備がさまざまなかたちで進められていた明治十年代には、同時に、必ずしも国会に限られるわけではない幅広い会議——「熟議會議 deliberative assembly」のための一般議事マニュアルが翻訳紹介されていたのである。

『ロバート議事規則』はアメリカにおいては現在でも現役の代表的な会議マニュアルであり、二〇二〇年に刊行された最新の第十二版では「電子会議のためのルール」が増補されている²⁶。それに対して日本での現時点でもっとも新しい翻訳は昭和六一（一九八六）年の安藤仁介訳である。この会議規則は現在、日本国内では青年会議所、ライオンズ・クラブ、ロータリー・クラブなどで採用されていると言われるが、一般にそれほど知名度は高くないし、それ以外の議事マニュアルも、ビジネス向け会議ハウツー本が広く普及しているのと比べると、広く浸透しているとは言いがたい。しかし、こうした書物が繰り返され、しかも毎回、初めて知られたものであるかのように紹介され続けてきたという事実は、幕末から・近世から・あるいは上代から日本では会議が民主主義の手段として用いられてきたという説とどのような関係にあるのだろうか。以上のような歴史的なエピソードは、近代日本の会議とデモクラシーの関係について再考するうえでどのきつかけを与えるのではないだろうか。少なくとも、会議とデモクラシーの関係や、その歴史的起源が再考に値する問題であることは感じられるだろう。近代日本の会議の歴史について、そして会議そのものについても、まだ明らかにすべきことが多くある。

さて、その起源をどこに置くかについての意見は分かれているにしても、日本においてデモクラシーと議会政治・立憲政治と「公議・公論」による政治の結節点として歴史的に決定的な役割を果たしてきたのが、五箇条の誓文の「広く会議を興し万機公論に決すべし」の一条であることは共通の認識となっている。ところで、すべてを「公論」によって決しよう、というこのマニフェストがどこに由来し、またどのような帰結をもたらしたのかという点は多大な学術的関心を惹いてきたのであるが、前半の「広く会議を興し」の「会議」とは何かという点については十分に顧みられてこなかったのではないだろうか。もちろん、これを幕末に幕府が主導し、あるいは維新政権が設立したさまざまな議事機関の意味にとつて、その系譜を描き、またその個々の議事機関について研究することは行われてきた。しかしながらより一般的な意味で、そもそも「会議」がなにを意味していたか・なにをすることだと期待されていたかについては、少し視点を変えて考えてみる余地がありそうである。このことは、デモクラシーと議会政治・立憲政治と「公議・公論」による政治の三つ巴のなかに、「会議」がしめる位置はどこにあるのかという問いを改めて挿入するということでもある。

そこで本稿が提案してみたいのは、「会議」を超時代的・普遍的現象ではなく、歴史的制度・実践として扱ってみてはどうか、ということである。史料のなかでも用いられている「会議」の語は明らかに歴史的な存在なのだが、同時にこの語は現在でもごく当たり前に使われている言葉であることから、歴史研究の場においても歴史性を問われることなく用いられてきた。しかし、五箇条の誓文が「広く会議を興し」という時、その含意がなにあつたか、また実態においてそれはどのようなものであつたかということとは、一度は検討されても良い問

いだろう。そしてその含意や実態が、戦前から戦後をまたぐ議会同人たちにとつての「会議」や、現在の私たちが時に辟易しながら付き合っている身近な「会議」とのあいだにもつている関係（または無関係）を明らかにすることは、来るべき会議学・会議研究の基礎作業となるかもしれない²⁷。そのために一度、憲政史や議会議史からも距離をとつてみる必要があるだろう。議会から民間の「熟議会議」までを連続線のもとで捉えるという英米の一般議事法の発想からみると、憲政史・議会議史の重厚な蓄積はありながらも、会議史がそこには結び付けられなかったこと自体に、近代日本と会議の關係の何らかのバイアスが存在しているかもしれないからである。そのうえで、近代日本における「会議」について歴史的に俯瞰する視点の構築を試みてみたいのである。

二、歴史的实践としての近代的「会議」

前節にも述べたように、日本においては会議や議政の起源を神話時代に遡る言説が長く流布してきた。その起源として有力なのは、おそらく明治二年正月の岩倉具視による建言の次の件であろう。「議事院を設置するは、欧米各国の風を模擬するが如しと雖、決して然らず。我が皇國に於て公議を採るは、既に神代に初まれり」²⁸。維新政権による議事機関として画期的な性格を帯びていた公議所の開設準備が進められていたときの言葉であるが、「公議を採る」ことが神代以来の慣行であったならばさぞかし人々にとつては馴染み深く、充分な熟練がみられたはずであろうに、実際には同時代の史料にはその困難と不熟練を訴える声が少なからず見受けられる。

明治八年に開催された地方官會議で議長を務めた木戸孝允は、會議の開催にあたり天皇からの勅語に対する奉答文のなかで「竊に惟るに、

此會議なる者は、臣等が未実験せざる所なれば、臣等と雖ども、亦自ら其如何なる成功を現し得べき乎を、保する能わず」²⁹と、議長を任された身であるにもかかわらず、「會議なる者」に対する未実験と、それゆえ先行きと成果に対する自信のなさを述べている。また、この地方官會議における重要議題であった地方民会の開催方法をめぐる議論のなかで、千葉県令であった柴原和は次のように彼自身の経験を述べている。

試みに我が千葉縣の実跡を以て之を言わん。前年以来二重選挙の法を以て人民の代議人を挙げ県会を開きたり、然るに其の初人民議事の何物たるを知らざるのみならず、代議人たる者も議事の体裁を弁せざる者多く故に県令議長となり、且各掛十一等以上の官吏を議員に加え議事の法則等を慣習せしむ。「傍点引用者」³⁰

後述するが、ここで用いられた「議事」の語は、この時期「會議」の同義語であった。これらの言葉がよく示しているように、「會議」は明治初年の人々のあいだでは未だ試みたことのない新規な実践であることがはっきりと意識されていた。人々は「會議」について、自分たちが無知で不慣れであることを自覚していた。この意味でも、「會議」を歴史的な構成物として捉える方が実態としても正確である。そのためここでは脱歴史化された普通名詞のそれと区別するために、近代的「會議」という表現を用いることもある。

いうまでもないことであるが、「會議」が新規なものだったからといって、人々が互いに話し合いながら物事を決めるといった実践自体が存在していなかったわけではない。むしろ近世史、幕末維新史においても藩における合意形成をはじめ、地域の自治のための寄合やそこで

の慣行についての多くの研究が蓄積されているように、そうした在来の慣行が当たり前のものとして存在していたからこそ、「会議」という実践はそれとは異なるものとして意識されたと考えるのが妥当だろう。ことに、幕末期、藩主臨席の「御前会議」をはじめ、「会議」が重要な意志決定機関となっていた長州藩³¹において、「会議」の重要な参加者であった木戸孝允が、先述のとおり明治初年には「会議」の未経験者を自認しているのは興味深い。

また、「会議」の新しさについては、明治初年においてこの実践を指す言葉がまだ不安定であり固定されていなかったという点からも確認することができる。語誌的な整理という観点からは、次の『日本国語大辞典』の記述がひとつの参考になる。すなわち「漢籍に典拠を持つ語であるが、今日のような一つの熟した名詞的表現ではなかった。日本では、江戸時代後期に例があるが、それ以前には例が見いだしたい。しかし、挙例の「五箇条の御誓文」に用いられたことがきっかけとなり、近代社会で、ものごとの決定、実行における重要なプロセスとして急速に普及した。明治十二年（一八七九）六月四日の『読売新聞』には「近ごろは頻りに会議流行で何でも会議会議と」と書かれるような状況であった。ここで挙げられている『読売新聞』記事は、「会議」を茶化しながらも、当時なが「会議」と考えられていたかについて多くのことを教えてくれるので全文を引用しておく。

近ごろは頻りに会議流行で何でも会議会議と猫も杓子の定規規則を原案にして妙な怪議を開く中にも去る三十一日に芝中門前や浜松町辺の芸妓が三十人ほど或る待合茶屋へ集会して議長と覚しき年嵩の芸妓が各妓員に向い明日は山内の東照宮様の御祭礼につき大門前の叶屋鈴八さんより一同揃って参詣しようとお誘いだが一

体彼の姉さんは山内の大眼院様（元老院の類か）へ每晚御出仕なさるゆえ山内の事というと何時でも無闇に肩を入れるのも宜い乎其連累にお供になるのは馬鹿々々しいから私は断ろうと思いが皆さん此説に御同意の方は左の手をお上げなさいと云れて一同は柳拳でも打つ氣に成てハツと云いつつ総同意に忽ち評議一決して鈴八の家へ箱屋を断りの使者に差し向け様とする処へ下より暫く□□と此家の女房が番外一番の氣取りでいろいろ説明したので終いに原案は取り消しになり一同で参詣に出掛けたという「傍点引用者」

傍点の箇所はとくに「会議」に関連する字句やその特徴を示している部分だが、そこに何らかの規則が制定されて存在していること、議長と議員から成立すること、原案が示されて説明されること、挙手による多数決が取られていること、そして「番外一番」による説明が行われ、さらにそれが決議を覆すような場合すらあることが示されており、この光景がちょうどこの年から各府県で開催された府県会のパロディであることをよく示している。明治維新後の議事機関に一般的だったルールの一つであり、府県会においても採用されていたものに、議員たちは議場でまず抽籤により番号を与えられて議席順とし、また本名ではなく番号で呼ばれるというものがあつた。これに対して府県庁から示された議案について、議員からの質疑に対応するために議事に臨席していた府県庁の吏員は「番外」として番号を与えられ、議員たちとの折衝の前面に立って会議の重要な登場人物であつた。このように、「会議」は一般的な（話し合い・合議）とは区別される、近代に特有の実践としての一定の性格を備えており、導入当初の人々のあいだではそのことはじゅうぶん意識されていたのである。この記

事が掲載された『読売新聞』が小新聞であり、政治的なテーマや関心を強く共有しているわけではなかったからこそ、『読売新聞』での出現は「会議」が日常語として定着しつつあったことの指標となる。そしてこれが一般議事規則であるロベルト氏の『官民議事必携』刊行の年でもあったという符合は興味深い。

この新規な実践に対して、幕末から明治初年にかけて存在していた「会議」以外の呼称としては、「会同」・「議事」・「議事会」・「集議」・「衆議」といったものがある³²。五箇条の誓文が「会議」を採用したからといって（そしてこの時の「会議」の含意が、明治ゼロ年代に意味が熟していく「会議」とどこまで重なっていたかは定かではない）、「会議」だけが有力な言葉だったわけではない。明治ゼロ年代においては「会議」のほか「会同」「議事」が競合していた。明治元年の「藩治職制」では「大に議事の制を立て」と「議事」が用いられた一方、翌年の公議所は「会議」（『公議所法則案』³³）を多用したが、同年に改組された集議院の規則では「会議」の語は後退している。

明治六（一八四三）年四月に大蔵省が地方官に「会同」を呼びかけた際に編纂した議事規則『議事章程』においては、会議実践を指す言葉はまだ十分に固まっておらず、「会同・会同議事」「聚會議事」「議事会」「会議」などさまざまな呼称が用いられている³⁴が、「会同」のウエイトが高くなっているのが目を引く。会議体としての成果は薄かったとされる大蔵省の会同であるが、その『議事章程』が地方における会議実践の展開に与えたインパクトは小さくなかった³⁵。さっそう同年五月には青森県権令主催の「会同」が『議事章程』を模倣した「議事制限」を制定して百五十名の議員を集めて開催された³⁶。その翌年、明治七―八年に浜田県（現島根県の一部）で開催された県会も「会同議事」と呼ばれていたが、これも大蔵省会同の強い影響下に設計され

「議事章程」を制定した。明治九年、この会議は「浜田県会」へと改称される。このため、「会議」は「会同議事」の省略形という意味をもって受け止められていたかもしれない³⁷。

「会議」を採用した早い事例としては、明治五年に江戸町会所を廃して「営繕会議所」を設けたものがあり、これは「市民会議所」という名称を経て「東京会議所」となる。またこの東京会議所は「会議所規則」（『会議略則』）の編纂が早くから着手された例でもある³⁸。左院もまた明治六年六月に制定された「左院事務章程」に「本院の事務は会議及国憲民法の編纂或は（後略）」とあるように「会議」機関としての自己認識をもっていた。同時期に成立したと推測される左院の「国会議院規則」では第四篇「第一款 会議の事」とされた条文があり、「国会議院」で行われることは「会議」であるという認識が明確に示されている³⁹。明治八年の愛国社創立にあたっての「合議書」では「会議」「会同」が混用されている⁴⁰。

「会議」という言葉がこの実践に明確なアイデンティティをもたらすようになるのは、明治七年に地方官会議のために制定された『議院憲法』からであろう。よく知られているように、地方官会議はこの年の開催は実現しなかったが、新聞メディアを中心に期待は非常に高く、むしろこれについての報道のなかで「会議」が優勢になっていく。例えば『読売新聞』ではこの年十二月の地方官会議の報道ではじめて「会議」の語が出現し、以後、もっぱら地方官会議・元老院↓府県会↓町村会・区戸長会議についての報道のなかで「会議」の語が用いられていく。新聞メディアによる「会議」の報道は、新聞メディアにとっても会議にとっても本質的な意義を帯びていたのだが、それについては追って扱う。

また、地方官会議と双子の兄弟として生み出された議事機関である

「元老院において、開院当初、副議長後藤象二郎が「衆議」と「会議」を区別し、「元老院は「衆議」ではなく「会議」を指すものである」と明言している事例は重要だろう⁴³。地方官会議と元老院は、「会議」としてのアイデンティティ確立の画期であり、「会議」は明確な特徴をもって一般的な合議・衆議とは区別されることになった。その意味で、上の『読売新聞』の記事は通俗的な用例ながら、この言葉が理解される意味空間の成立を伺わせる。

ここで「大阪会議」について付言しておこう。「大阪会議」という名称は会議の歴史を考えるうえで混乱を招く悩ましい存在である。たとえば「大阪会議申合草案」というタイトルで知られている資料があるが、これは資料整理の関係からつけられた名称であり、資料自体にタイトルはついていない⁴²。形態としても、よく知られているように主人公の大久保、伊藤、木戸、板垣の四人が一同に介したのは最終日の明治八年二月十一日だけである。これはいろいろなメンバーの組み合わせで行われた一連の少人数の会合だったのであり、『東京日日新聞』ではこれを報道する際に「大阪の集合」などの表現を用いている⁴³。これら一連の会合の結果、合意書として「申合」が作成されたが、そのなかに意見が割れた場合に限り「仮に議長を立て、議長其両節の殊異する処を以て、具さに之を我が同志の全員に述べ、其可否ある所の他票に従って、之を一定すべし」⁴⁴という条目がある。すなわち、必要に応じて「会議」を開催し、議長を立てて多数決で採決することを約束したもののだが、それを取り決めた会合自体が「会議」として組織されたわけではなかった。「申合」に「我輩は唯だ我同志一団の定論あって、其一人一個の私論なきを要す可し」と記載されているように、彼らが志向した関係は緊密な情報交換を通じて「兄弟」のよ

うに合体した「同志一団」であった。

しかしながらこの話し合いの中から、「元老院」と「地方官会議」という近代的「会議」の実現を志向する二つの画期的な会議体が生み出されることとなったのである。

三、近代的「会議」の法的・概念的階層構成

以上で見えてきたように、明治初年には「会議」という実践はその明確な特徴とともに把握されつつあった。この特徴についてここで一般化して整理しておきたい。

近代的「会議」のもっとも重要な特徴のひとつは、法・ルールにのっとって行われる点である。このため「会議」は、それ自体を成立させる法・ルールの制定を求め、あるいはそれを自ら制定しようとするし、そこから実質的な「会議」も始まるといつてよい。近代日本においては明治二年の「公議所法則案」以後、あらゆる公的な会議体・議事機構が、法・ルールの制定をもって自らの成立要件・成立理由としてきた⁴⁵。ルールが会議成立の不可欠の条件であることについて明確な指摘をしたもっとも早い史料の一つは、先述した大蔵省による『議事章程』だろう。ここでは第八条および第四十五条において、「規則定律」（他の箇所では「制限律例序次」）が「議事会」の必須条件であり、これを欠く「議事会」は本来の目的を達することは不可能であると断言している。こうして大蔵省は「会同」のためにかなり長大なルールを作成した⁴⁶。

初期の会議体においては、規則は事前に作成されたものを与えられ、それを適用するだけにとどまるが⁴⁷、まもなく会議体は与えられた規則について審議・決議を行うことを、会議体としての最初の議題のひとつとするようになる。とりわけ会議体がこうしたルールの審議と制

定を、自己規定のための重要な手続きと位置付けて積極的に関わり始めるのは、明治十二年の府県会設置の時期からである⁴⁸。会議体として、自らのルールを制定し、また必要に応じて修正できることは、その会議体の自律性にとって決定的な条件なのである⁴⁹。

さて、このような会議と法・ルールの関係について、もっとも充実した研究が蓄積されてきたのは、法学分野の議会研究であろう。そこでは会議―議会はおよそ次のような法的な階層構成で把握されている。

憲法典

議会議法・議院法・国会法

議院規則

慣行・先例

しかしながら、議会ではなく「会議」を中心化しようとする本稿にとっては、憲法典を頂点とするこの階層性は必ずしも十分とはいえない。また法学の立場においても、この階層構成のみですべてを把握できると考えていたわけではなさそうだ。例えば『会議法の常識』（一九八五年）を著した早川武夫は、そのはしがきに「会議術に関する書物はよく見かけるが、会議法、すなわち、会議の法律に関する書物は滅多にない。本書は後者についての常識を提供するために書かれた」と記している。すなわち、「会議術」と「会議法」という異なった位相の存在がここで指摘されている。また議会において会議実務に携わった人々のあいだでもやはり、法的な階層構成とは異なる把握が大きな意味をもっていた。冒頭でも紹介した元帝国議会議院書記官長・田口弼一による『会議原則の研究』は、そのタイトルの通り「会

議原則」を列挙し整理するものである。あるいは一九三八年に貴族院に入り、貴族院議事課長、さらに戦後の一九四七年からは参議院議事部長をつとめて、その間に参議院規則草案を起草した寺光忠は、一九四八年の『会議の原則と運営』の中で「原則」を整理するにとどまらず、「原理」「大原則」といった言葉を用いて「原則」の上位階層についての整理も試みている⁵⁰。これらは「会議」の考察のために必要な、法的な階層構成とはまた別の階層構成を示唆している。

本稿ではそれを仮に概念的階層構成と名付けて、以下のように整理しておきたい。

原理・理念

原則

規則（議事目的・範囲、議員資格、議案提出者、審議順序、議席順、部属、委員会等）

技術・実践―慣行

近代的「会議」は、互いに別の次元を扱う、完全に重なり合うものではないこれら二種類の階層構成の関係のなかで、より明快に理解することができるだろう。

近代的「会議」の概念的階層構成について概観しておこう。最上層の〈原理・理念〉は、近代的「会議」の核心であり大前提となっているものを示している。たとえば自由、平等、自治（議院自律）、そして公開性と代表性といったものや、デモクラシーの実現という前提ももちろんこの位相に属する。現行の『ロバート議事規則』では巻頭に「議事法の基礎原理」と題してこの書にとつての〈原理〉が簡潔にまとめられている。それによると組織あるいは会合の、全員あるいは全

下位集団の——多数者の・少数者の・個々のメンバーの・不在者の——権利のバランスを注意深くとることがこの規則全体の基礎となつてゐる⁵⁰。また寺光忠は「暴力の否定」「多数決の原理」「少数意見の尊重」、そして「ヤミ取引的な手段の排撃」と「ガラス張りの中」の会議運営」を挙げている⁵²。これらは必ずしも明文化されない場合もあるが、しかしこの位相が欠落したままでまともな「会議」を行うことが不可能であるのみならず、最低限まともな近代的な政治生活・社会生活を送ることすらできないであろうことは、想像に難くないだろう。あるいは公私の別、公平性、傾聴と共感性、差異・反対意見の尊重といった構えに関わるものもここに含めることができる。この点で〈原理・理念〉はじつは〈実践・慣行・技術〉の位相とも通じあつてゐる。むしろ〈原理・理念〉は掲げただけでは往々にして形骸化・空文化することがあるのであり、むしろこれらの諸概念が〈実践・慣行・技術〉においてどのように内実化されるかが、「会議」の性格を決定づけるのである。

〈原則〉はまさに近代的「会議」の特徴の中心をなす部分である。近代的会議原則は十六世紀から十九世紀に至る長い時間をかけて近代西洋世界の議会制度やアソシエーション実践のなかで形成されたもので、これらが近代的「会議」の特有の形式性をかたちづけている。もともと早く成文化された議事手続きが整備されたイギリスにおいては、国王と議会との軋轢が大きかつた十六―十七世紀にかけて、主に下院を中心として〈原則〉に結実される先例が蓄積され、記録されていった。十六世紀に下院で議事日誌をつけることが慣例化し、やがてそこに議事手続きの先例を参照するようになる。これらの先例がまとめられて出版されるようになるのが十六世紀末から十七世紀にかけてのことであつた。こうして確立していった〈原則〉のいくつかは、現

在の日本人にとつてもなじみ深いものであり、たとえば定足数、過半数、会期不継続、一時一議題、一事不再議などの諸原則が挙げられる。一時一議題が最初にイギリス議会で先例として登場するのは一五八一年であり、また公平性を担保するために議員に発言をさせる際に賛否意見を交互に指名することは一五九二年に遡るなど、長い歴史をもつものも少なくない⁵³。これらは「会議」一般に関わるものであり、多くの「会議」のあいだで共通のルールとされている部分である。〈原理・理念〉は〈原則〉を通じて具体化されるのであり、その点でこれらは相当程度普遍的なものであるが、歴史的・文化的な文脈によって多様な個性を獲得する場合もある。

〈規則〉はこれに対して、個々の会議ごとに要請されるより個別化された条件に関わつてゐる。これらは全体として一般的なものだが、その内容においては会議ごとに異なつてゐる。例えば各会議の議事目的・範囲、議員資格、議案提出主体、審議順序、議席順、部属、委員会などに関わる具体的な条件や規定がここに属する。また〈原則〉を内実化するのには、この〈規則〉レベルであるということもできる。たとえば議員数に対する定数足の割合を二分の一とするか、三分の一とするか、あるいは議題によつて多数決を二分の一とするか、三分の二とするか、といった問題が〈規則〉によつて決められる。これらのほとんどはごく実用的な用途のためのものであり、実用性を欠く場合には会議体自体によつて修正を施される。

〈技術・慣行・技術〉は上記の三つの位相に即して現実には会議が運営される過程で生み出されるもの、必要とされるものということができるだろう。早川武夫が言うところの「会議術」であるが、これらは概してルールのうちに書き込まれるようなものではない。しかしたとえば現在われわれが会議について的一般書でもっとも見かけることが

多いのは、こうした技術に関わる事柄や、あるいは慣行レベルでの変容を促すような情報だろう。

これらの各位相は相互に関連しあっている。会議は原則にのっとった規則の制定と適用をつうじて運営されるのだが、原則は原理・理念に基づいている。原則と規則はしばしば重なり合っているが、同様に、原理と原則もまた重なり合う部分がある。現実の会議においては、原則・規則の適用（ときに逸脱）をつうじた運営プロセスのなかで、必要に応じて技術が生まれ、先例や慣行が形成されていく。規則適用の難しいイレギュラーな状況においては、原則に戻って、原則に基づく判断が要求され、さらに原則の適用が困難な場合は原理・理念に立ち返って判断を行う必要がある。近代的会議原則は近代西洋世界の産物であり、かつ普遍的規範とみなされてきたものであるが、それを支えているのは原理・理念の普遍性である⁵⁴。

近代日本の初期の会議ルールは「規則・章程」といった名称がつけられていたが、上記の階層性は未分化である。法と規則の位相、あるいは原理・原則・規則の位相が同一の「規則・章程」にまとめられており、また早い時期のものほど原理や理念に関わる記述が目立つ。たとえば明治五年の東京会議所の「会議略則」には「凡そ会議に関かる者は、心を公平に存し偏頗の私なく、私党を挟み己に異なる者を諱む事なく、義理人情を斟酌して至当の切の議を立つ可き事」あるいは「市中より建議する者あるときは（中略）、書中に迂闊腐説ありとも決して嘲り笑う可らず」といった条文があり、翌明治六年の木更津県「議事則」では「事を議するに当ては各代議人其頭脳全部の智識を出して十分論議することを要す」⁵⁵、また地方官会議の明治七年の「議院憲法」には「第六條 議事の本意は施政上に於て便と不便とを斟酌して其議を尽すを以て緊要とす。宜しく公平中正にして彼は相顧み相負か

ざるべし」、「第八條 会議の席に於て各員充分に審議すべし。或は忌諱に触るとも之を糾弾するを得べからず」などの条文がある。心構えを論ずるように見えるこれらの条文は、われわれの目には微笑ましくも異様にも見える条文かもしれないが、こうした前提を明文化して共有することが必要と思われていた状況についてはじゅうぶん思いを致す必要がある。

これらの〈原理・理念〉の記述は、階層性と実践との整備・定着がともに進行していくとともに脱落していき、原則・規則が中心化されていく傾向がある。もちろん明文化されなくなっただとしても、バックグラウンドとしての原理・理念は重要であり続けるが、忘却されてしまふことも少なくない。しかし自明視され忘却されたものが、必ずしも充分に実現されたものであるとはいえないのも事実である。〈原理・理念〉の脱落は、会議の性格をいつの間にか大きく変質させ、異形の「会議」を生み出してしまうかもしれない。

上記の諸階層の現れ方の組み合わせは、「会議」の性格やその変化を決定づけるものでもある。〈原理・理念〉について述べたように、これらの諸階層はすべてが充分に実現されているとは限らず、いずれかに対して無視・軽視・省略や忘却、あるいは放棄される場合もある。ただし、このいずれかが単純に欠落している実践と、無視・軽視・省略・放棄が行われている場合は区別して考えた方が良好だろう。単純な欠落の場合は、「会議」は成立しているとはいえない。それに対して無視・軽視・省略・放棄などの場合には近代的「会議」は、変形される（ときにはその本質が失われているように感じられるところまで）のである。たとえば〈原理・理念〉の紹介が行われただけでは「会議」は成立しないし、また〈実践・慣行〉が存在するだけの場合も「会議」が成立しているとはいえない。このように単純な欠落は「会議」成立

の必要条件を満たさないといえるが、たとえば〈原理・理念〉が忘却されてしまったり、近代的「会議」の一般的なそれとはまったく異質なものにすり替えられていたり、あるいは重要な〈原則〉が省略されたりしても、制度の運用は不可能というわけではない（そしてこうした事例は現在でも少なくない）。しかしその場合には、そのような「会議」が何を達成しているのかについて慎重に検討する必要があるだろう。

こうした状況について示唆的なのは、寺光忠による次のような言葉であろう。寺光は敗戦直後に「民主的な会議」の原則・法則についての啓蒙書を書くにあたり、他方に「民主主義的でない会議の法則」もあるとしたうえで（もちろん寺光は「私に無縁の会議原則」として拒絶しているが）、「みずからデモクラシーを称しているといなどは、それが真に民主的な会議であるかどうかということとはなんらの関係もない。非民主的な会議にも、しかし、非民主的な会議の法則はあるはずである」と述べている⁵⁶。私たちはこの「非民主的な会議」とその法則ということについても考慮してみる必要がある。寺光があえてこのように書かなければならなかった背景には、彼自身の時代経験が横たわっているのではないだろうか。

ここで想起されるのは、一九三〇年代から四〇年代はじめにかけて、日本では独特な「会議」実践が模索されていたことである。その代表的なものに「常会」がある。これは二宮尊徳の報徳仕法に遡るといわれている会合であるが、明治以降報徳社運動のうちに継承され、昭和恐慌期において大日本報徳社副社長から中央教化団体聯合会参与に就任した佐々井信太郎を通じて報徳運動の枠を超えて、内務省および農林省のバックアップを得ながら全国に拡大定着することになった⁵⁷。「常会」はさらに国民精神総動員運動、そして大政翼賛会の全国的実

践網として機能することになるが、そのなかで中央教化団体聯合会の公式「常会」ガイドブックとして一九三九年に作成されたのが、佐々井信太郎による『常会の組織とその運営』であった。本稿の冒頭で、会議高天原起源説の例として引用紹介したものである。

佐々井は神代の神集が国会のようなもので、以後も日本人がさまざまななかたちで会合を持ち続けてきたと述べてつ、しかし他方で明治以降の日本で展開した議会制度に対しては不満の意を隠さなかった。明治期の町村制は会合単位としての旧来の部落単位を破壊したのであり、「我国にちゃんとした会合と、選挙法とかいうものを、少しも材料としないで今日の議会制度並びに選挙法というものが発達したのであります」⁵⁸。「常会」とは近代になって破壊された在来の会合を、現代化して再建するものであった。この常会のひとつの特徴は、規則に対する嫌悪と排除だった。「村民のまあ、懇親会の様な形、……ですが村会・町会・県会・国会の様なああ云う儀式張った会合でなしに、本当に打解けた心の底からよく了解し合い、助け合い、導き合い磨き合うと云うような風のそういう一つの組織「傍点引用者」⁵⁹こそが「常会」が目指すべきものだった。すでにここまでで近代的「会議」の特質が法・ルールにのっとる形式性にあることを確認してきたが、一方で非形式性・反形式性を本質的な特徴とする日本的会議を追求する立場も根強く存在していたのである。

一九四〇年に発足した大政翼賛会は組織論においてきわめて観念的な、「会」ならざる「会」、「組織」ならざる「組織」という否定性を帯びた運動（反）組織であったが、これにながしか実質的な形態をもたせるために考案されたのが中央から地方の道府県・市部・郡部・市区町村に至る「上意下達下情上通」の「協力会議」ヒエラルキ

であった⁶⁰。この時、地域末端の協力会議は「常会」をもってこれに代えたとされ、「常会」がここに組み込まれることとなった。こうした状況を受けて、あるべき「会議」の構想が試みられることになった。この「会議」が対抗すべきものは第一に「議會」であった。それは「議會以外に国民的政治参与の新たな方式」として求められていた⁶¹。「協力会議」は「議會」の限界を突破するような会議でなければならぬのである。

それではどのようにその突破が試みられたのか。ひとまずここでは、一九四〇年十二月、来るべき中央協力会議の準備会として開催された臨時中央協力会議における議長末次信正の挨拶を引用しておくこととしよう。末次はこの会議が「一切が上御一人に出で、一切が上御一人に帰する中心帰一の全体主義」「引用者傍点」の会議であることを前提したうえで、次のように語った。

會議の形式は、世の常の會議のように四角張らない家族會議の精神に於きまして、出来る限り和やかに進めて参りたいと思ひます。固より論議は思う存分に尽くさねばなりません。議論の爲の議論、批評の爲の批評は飽くまで避けたい。會議の目標は、如何にして翼賛運動を展開するか、如何にすれば皇運扶翼の実を揚げ得るか、是れであります。…願わくば諸員の熱意と真心とを以て、魂と魂との触れ合うような真実味の溢るる會議となし、會議の成果が国民の中に漲り溢れて居る民族的魂を揺り動かしまして、其の魂を動員して維新の力たらしめるよう努力して頂きたい。⁶²「傍点引用者」

近代日本において、會議は必ずしもデモクラシーと立憲主義・議會

政治のためにのみ行われてきたわけではなかった。デモクラシーと立憲主義を真つ向から否定し、非形式性・反形式性のもとに魂の触れ合いを希求する「国民家族會議」としての全体主義會議の記憶は、寺光にとつては生々しいものだったはずである。この會議は、「一億一心」「官民一途」「一円融和」「一点に集結」の「統一的活動」としてしつこいほど「一」なることを強調し、少数意見の存在を完全に抑圧し無視していた⁶³。同時にこの會議においては、多数決も明確に否定され、議長による「統裁に一任する」と規定されていた。「統裁」とは「議長の独断ではなく、皇国の大道に立つて如何にこの議を処理すれば国家目的に叶うやいなや」という議長の高い翼賛の識見から「生ずるはずの判断力・議決能力を指していた⁶⁴。ここでは議論も演説も不要だった。一九四一年六月に開催された大政翼賛会第一回中央協力會議に出席した高村光太郎は、末次信正議長について「いかにも国民家族會議の議長らしい」名議長ぶりと称賛し、「いわゆる帝国議会的の雄弁の影もとどめず、そんなものを敢然と無視しているのはいい。實際ももうそういう種類の雄弁は今日甚だ退屈な、古くさいものになってしまつたのである」と感極まる⁶⁵。このようにして近代的「會議」の〈原理〉を徹底的に否定しながら、しかしこれこそが日本人が回帰すべき會議、「遠い昔から我々の祖先の生活の中に育ち又甦まれて来た」「その源を尋ねれば、遠く神代の昔、天の安の河原に八百万の神が神楽に集い神議に議り給うた」「国民の総常会」だったのである⁶⁶。

あらためて、近現代の日本において「會議」実践の軌跡と、そのデモクラシーとの関係の問い直しが試みられる必要があるのではないだろうか。「會議」をめぐる歴史的評価の混乱は、そのまま私たち自身が営む「會議」の混乱に直結する。「會議」概念とその評価の混乱は、はたして立憲主義と代表制民主政治の混乱と無縁のままではいられない

ろうか。歴史研究にはあらためて、歴史的な、あるいは日常的なさまざまな会議について、その概念的階層のそれぞれがどのように構成され結合しているのかを分析し直すことが必要と思われるのである。

- 1 近年の試みとしては村田和代、松本功らを中心とする「話し合い学」の試みがあり、多様な専門分野の研究者を巻き込んだ活動が始まっているが、包括的な「学」の成立にはまだ至っていないようである。松本功・村田和代他『市民の日本語へ』ひつじ書房2015、村田和代編『市民参加の話し合い話考える』話し合い研究の多様性を考える』ひつじ書房2018
- 2 一九〇四年生。貴族院属、同理事官、参議院参事、同議案課長兼請願課長、同議事課長をへて、本書執筆当時は同議事部長を務めていた(一九五九年)。池田勇太「幕末公議研究の論点」、小林和幸編『明治史研究の最前線』筑摩書房2020所収。
- 4 三谷太一郎「日本の近代とは何であったか——問題史的考察」岩波新書2017、三谷博「維新史再考」2017など。
- 5 久保田哲「帝国議会——西洋の衝撃から誕生までの格闘」中公新書2018。この点については利光三津夫他『満場一致と多数決』ものの決め方の歴史(日本経済新聞社、1980年)第2章の記述がまとまっているほか、最近のものでは清水唯一朗「議場の比較研究(一)日本の国会議事堂と議場」2013にも「公議」の重視は唐突に現れたものではない。日本では古代から合議による意思決定が重んじられてきた」とある。このタイプの言説はよく普及しており、現代的な会議技術のひとつであるファシリテーションの第一人者堀公俊の『ファシリテーション入門』日経文庫2004、28)にも「多神教の文化を基盤に持つ日本には、人々の関係性を重要視する支援型のリーダーがフィットします。なにしろ、複数の神様が合議制でつくった国であり、歴史を見ても織田信長以外にほとんど欧米的なリーダーは見当たりません」とある。
- 6 佐々井信太郎述「常会の組織とその運営」財団法人中央教化団体聯合会1939:4
- 7 尾佐竹猛「維新前後に於ける立憲思想——帝国議会史前記」文化生活研究会1925:3(「尾佐竹猛著作集」第九卷、ゆまに書房2006)。ちなみに尾佐竹は、

十九世紀に漢訳された地理書を通じた議会思想の紹介以前に遡ることはしていない。

- 8 古川隆久「戦時議会」吉川弘文館2001:257
- 9 連合軍総司令部民間情報教育部編纂、社会教育連合会刊行一九一六年生。東京女子大学・早稲田大学卒業。戦後間もなくから埼玉県庁に勤務したのち、一九四六年三月よりCIEBの女性民間人将校エセル・ウィードのアシスタントとなる。ウィードのもとで「団体の民主化とは」を翻訳した他、エマ・フォックス「会議の知識」の翻訳1988、富田展子「会議の持ち方(ナーセス・ライブラリ・第43)」1965など会議啓蒙書を精力的に刊行。のち、労働局婦人少年局長、H〇事務局長補、駐デンマーク大使。西清子「占領下の日本婦人政策」ドメス出版1985、高橋展子インタビュー。
- 11 占領期の女性団体の民主化活動の具体的展開については、上村千賀子「女性解放をめぐる占領政策」勁草書房2007、松尾純子「民主主義の曲解—占領期の女性団体「民主化」政策の理念と展開」立教日本史論集17(1988年)に詳しい。例えば全通信従業員組合宣伝部「会議の運び方」1946年、兵庫県教育委員会「各種団体必携 討論と会議の手引——討論は民主主義の心臓である」1947、日本教職員組合教育部編「組合教育テキスト 会議の持ち方」労働教育協会1947、ロアトナー(勝泉外吉訳)「民主主義的会議の在り方」平和書房1947など。
- 13 全通信従業員組合宣伝部「会議の運び方」1946、はしがき2。
- 14 日本教職員組合教育部編「組合教育テキスト 会議の持ち方」労働教育協会1947:23
- 15 第六十五回帝国議会貴族院予算委員会議事速記録第六号、昭和九年二月二十日:24
- 16 第六十七回帝国議会貴族院予算委員会議事速記録第七号、昭和十年二月二十日:25
- 17 同前:24
- 18 勝泉外吉「増補 あらゆる会合の運営に必要な会議の仕方(会議の原則)」書肆青雲堂1935。初版からタイトルに若干の変更がある。増補版も好評だったようで、発行後わずか五日で再版されている。なお付言しておく、本書でも会議の高天原起源説は肯定的に言及されている。高天原起源説は、ゆまにさまざまな立場から便利に利用された。
- 19 勝泉外吉1934:「蛭川新による序文、および勝泉外吉『アメリカ放浪記』

- 1964。なお勝泉は一九二二年より横浜正金銀行に入社してニューヨーク支店、横浜本店に勤務し、戦後は経営コンサルタントの草分けのような活動をしつづ一九六四年当時は東京アメリカ文化センターに関係とある。
- 20 ワシントン軍縮会議に陸軍顧問として参加した際に勝泉からのサポートを得た蜷川新は、勝泉1934の序において、「会議に関して、理論と実際とを併せて研究せられたる篤実なる研究家」と評している。なお、蜷川は第一高等学校において渡邊千冬の学友であり、おそらく勝泉と渡邊を結びつけたのは蜷川であろう。
- 21 勝泉1934：凡例1
- 22 同前：2
- 23 全通信従業員組合宣伝部『会議の運び方』1946：6。なお本書は、マッカーサー司令部から提供された米国防自動車・航空機・農機具連合労働組合教育局発行のHow to conduct a union meeting²³ 及びCIOの繊維工業労働組合（TWUA）教育対策部発行Rule for union meeting²⁴を参考にしたものとも述べている。
- 24 Robert's Rules of Order Revised, IInd edition, Introduction: xi。当初のタイトルはPocket Manual of Rules of Order for Deliberative Assemblies²⁵であった。ロバートが本書を編纂した経緯については、Introductionに解説がある。元來議事法は、立法府としての議会のためにイギリスの庶民院を中心に十六世紀以降、形成されていったものであり、ちょうど同時期、アメリカ植民地における議会制度導入とともに新大陸に議事法が移入されることになった。十八世紀後半から十九世紀にかけて、民間での各種の非立法団体（ヴォランタリー・アソシエーション）結成の活発化につれて、議会以外であっても熟議を行う必要のある民間会議のための会議マニュアルが要請されることになる。こうした流れのなかで登場したのが一般議事規則であり、議会のルールや慣例に基づきつつ、さまざまな会議に適用可能な一般性をもつものであった。
- 25 本書は初版発行の数ヶ月後に刊行された増補版である第二版を翻訳したものである。
- 26 『ロバート議事規則』は一八七六年の刊行以来、一九一五年と一九七〇年に二度にわたる大幅な増補改訂を経ている。現行版は一九七〇年の増補改訂版に連なるものであり、同年以後はほぼ十年ごとに版を改めて最新の第十二版に至っている。改版の経緯については同書第十二版のThe Editions of This Manual²⁶を参照。
- 27 『会議法の常識』教育出版1985を書いた早川武夫（1914）。神戸大学法学部名誉教授）は「会議法と会議術の両者に、会議の歴史、その他一般的知識を加えて、全体を会議学と呼ぶことができよう」と述べている。
- 28 『明治文化全集 憲政篇』解題：4
- 29 『地方官会議日誌』明治文化全集 憲政篇：259
- 30 『地方官会議日誌』明治文化全集 憲政篇：319。なお、尾佐竹猛『維新前後に於ける立憲思想』に引用された表現はやや異なっている。「千葉県の如きは前年以來二重選挙の法を以て人民の代議人を挙げ、県会を開きたり代議人の名あるを以て公選議事に似たれども、議長は県令これに任じ、或は専決命令なきあたわず、何ぞや其の初人民議事の何物たるを知らざるのみならず、県民の代議人なる者は事務を議するに慣れざるに付き決議することを得ず、故に各掛の県吏十一等以下の者より一人宛を出し議事の法則等を慣習せしむ。…」：67-8
- 31 井上勝生「幕末における御前会議と『有司』—日本絶対主義の形成の特質について」『史料』66(5):1983。なお、本稿では副題のとおり、「会議」は、実質的に「有司」専制をもたらしたことが論じられている。
- 32 議会政治をめぐる幕末以来の翻訳語については、尾佐竹猛『維新前後に於ける立憲思想』第二章に事例が多数紹介されている。たとえば「合議」^{トリキギノキ}（『美理哥総記和解』：61(2)）からは「ヒョウギ」が優勢であったことがわかる。ただし、尾佐竹は議会と合議を区別して紹介しているわけではない。
- 33 議事体裁調局、明治二年
- 34 大蔵省「議事章程」1873：序9、13。この議事規則はそれ以前には見られないほど詳細で充実したものであったが、内容的には十分に整理されているとはいえないものである。（後述）
- 35 大蔵省「議事章程」に数ヶ月に先行する木更津県「議事則」においても、「議事」がもっぱら使用されている。『千葉県議事史』第一巻：318-319
- 36 『青森県議事史』：102
- 37 なお、この年のうちに浜田県は鳥取県と合併して浜田県会は消滅する。
- 38 『東京市史稿 市街篇』第五十三、臨川書店：63-63。なお渡辺隆喜の調査によれば、各府県では明治五、六年頃から区戸長役場のうちに少しずつ「会議所」を名乗るものが現れる。ただしこれらはほとんどが明治八、九年には「区

務所」「事務所」などの名称に変更されており、行政機能と「会議」機能が分離する過渡期の現象と考えられる（『明治国家形成と地方自治』201：23）。こうした例は「会議」と「事務」が混同されていた可能性も示して興味深い。稲田正次『明治憲法成立史』上：128、130-136に原文。第四篇「第一款 会議の事」は141-142。

40 愛国社はアソシエーション・ネットワークであるとともに会議ネットワークとしての性格をもっていた。「合議書」では「其相交際親睦するには、必ず先ず同志集合し、会議を開かざるを得ず。今此会議を開き、互に相研究協議し、以て各其自主の権利を伸張し（後略、傍点引用者）」との趣旨を示しており、実際にその活動は、東京に「会場」を設けて、各県のアソシエーションから東京に二、三名の社員を派遣して、毎月の定例会議を開催し、また毎年二回の「会同」及び必要に応じて「臨時会同」を開催することにあるとされた。

41 『元老院日誌』第一巻：232、明治八年五月三十一日。

42 国会図書館デジタルコレクションの資料名は、仮のものとしてカッコ（バーレン）で括られている。なお、『自由党史』には「大阪会議」の名称が後付けの通称であることが記されている。上巻：188。

43 『東京日日新聞』明治八年二月二十八日、三月二日付け社説。ただし、同年三月十六日の投書には「大阪会議」の表現が見られる。

44 『大阪会議申合草案』『自由党史』上、p.165。

45 明治九年の浜田県会において、大小区・村会の設置についての議案は「一村に於て規則を立て従前の法を改め」と明記し、また「会議の規則」は県会の規則を模倣することとしている（四月二十日 日誌第十八号）。ここからも会議は規則制定によって、従来の村内の話し合い実践とは区別されていたことがわかる。なお、地域住民の生活に密着した事例について住民同士の話し合いが望まれる場合には「会議」ではなく「協議」の語が用いられることになる（四月二二日 日誌第二二号：22など）。

46 『議事章程』は全部で一四七章に及び、同時期の規則のなかでは破格のボリュームである。とはいえその内容は海外文献の翻訳を組み合わせた作業の途上のものであったことは歴然としており、文章表記レベルでも、「会議」の階層構造の点でも、混乱や曖昧さ、重複を含んでいる。さらにルールを踏み越えて運営上の裏テクニク（例えば第七十章では取り上げたくない

議案を無期延期する手段が紹介されている）まで記載するなど、その内容は雑多なものであった。

47 たとえば公議所では議事取調御用に任命されたメンバーにより事前に「公議所法則案」が編纂されている。

48 ただし第一回帝國議會においては、規則審議は実質的に放棄されているように見える。

49 すなわち議院自律権である。大石眞『議院法』他。三谷博は「明治政府では新しいタイプの会議が始まった。昔から日本では会議が決定手続きとして重視されてきましたが、以前と違うのは、西洋風の会議運営を導入したことです。座席や発言順、そして論難や結論に至る手続きを書面に書いて、その通りに実行する。私たちから見ると、どうしてここまで律儀にするのか、不審に思うくらいです。無論、重要な問題は、太政官正院トップの数人が集まった、村の寄り合いと同じく、話し合いで決めましたが、正式の決定は、そうした公式の会議やその記録を通じて行われました。」（三谷2013：310）と述べているが、まさにその不審なほどの律儀さが「会議」の「会議」たる所以だった。

50 なお、寺光による参議院規則草案の起草については同「国会の運営 参議院規則積義」1947を参照のこと。

51 同書第十二版、'Principle Underlying Parliamentary Law'.

52 寺光忠『会議の原則と運営』1948：1335

53 同前、'Introduction'.

54 この点において「会議」実践は、儒教的な政治理念との共通性が指摘される「公議」概念と分岐している。「公議」概念は合意形成方法をめぐる一つの理念ではありうるが、そこから原則・規則・技術が派生する実践体系ではないし、また公開性原理とも無関係である。「公議」概念単独ではその具体的な作動の仕組みを作り上げることができないが、そこに「会議」実践が組み込まれることで現実的な機能が可能になるのである。

55 『千葉県議公会史』第一巻：319

56 寺光1988：8。とはいえ同時に、寺光は同書のなかで「民主的でない会議というものはあり得ない。非民主的な会議というのでは、言葉としても、はだしい矛盾をふくんでいる。それは、たとえば会議と呼ばれていようとも、もはや、真の会議ではない。」13とも断言している。非民主主義的な欺瞞的

- 「公議」の体験に裏付けられた矛盾的記述といえるだろう。
- 57 詳細については須田将司『昭和前期地域教育の再編と教員』東北大学出版会
2008
- 58 佐々井1939：6-7
- 59 同前：48-49
- 60 大政翼賛会と協力会議の組織については赤木須留喜『近衛新体制と大政翼賛
会』岩波書店1984、同『翼賛・翼壮・翼政』岩波書店1990を参照。
- 61 大串兎代夫『現代国家学説』「公議の性格」1941：422
- 62 『臨時中央協力会議会議録』1940：112。なお、引用箇所の前回の末次の
挨拶の様子を含む開会式の様子が、NHKアーカイブスで動画公開され
てゐる。https://www2.nhk.or.jp/archives/tv60bin/detail/index.cgi?das_
id=D0009180136_00000
- 63 用例は『臨時中央協力会議会議録』1940中、開会式における総裁近衛文麿、
事務総長有馬頼寧、議長末次信正の挨拶より。
- 64 大政翼賛会協力会議部編『協力会議読本——指導者たちのために』大政翼賛
会宣伝部1943：9
- 65 高村光太郎『随筆 某月某日』「中央協力会議の印象」1943
- 66 『協力会議読本——指導者たちのために』1943：1-3

(本学准教授)